証券コード 329A
2026 年 11 月 9 日
（電子提供措置の開始日 2026 年 11 月 2 日）

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目 18 番 1 号
株式会社ジールアソシエイツ
代表取締役　社長執行役員 永門大輔

第 25 期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第 25 期　定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第 325 条の３の規定により、電子提供措置事項を
インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

〇当社ウェブサイト　https://zeal-as.co.jp
（上記ウェブサイトにアクセス頂き、メニューより「ＩＲ」を選択いただき、下段の「ＩＲ　ライブラリ」、「その他ＩＲ情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）
また、電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のうえ、株主総会招集通知/株主総会資料ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。
東京証券取引所ウェブサイト　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申しあげます。各議案の内容は、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイト上の「第 25 期　定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って 2026 年 11 月 20 日（金曜日）午後６時 30 分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

（１）開催日時　　2026 年 11 月 24 日（火曜日）15 時 00 分
（２）開催場所　　東京都中央区京橋一丁目 18 番 1 号 WORK VILLA YAESU 11F　当社会議室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会　会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
（３）会議の目的事項
報告事項
第 25 期（2025 年９月１日から 2026 年８月 31 日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役に対するストックオプション報酬額決定の件

（４）議決権の行使についてのご案内
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026 年 11 月 20 日（金曜日）午後６時 30 分までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以上

～～～

事　業　報　告

〔2025年9月1日から
2026年８月31日まで〕

１．株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い緩やかな回復基調にあるものの、物価上昇が継続していることや、海外情勢等の動向が及ぼす影響など、依然として先行きの不透明な状況が続いております。当社が属するディスプレイ・イベント業界におきましては、インバウンド需要の拡大や都市再開発の進展、企業の活発な販促投資を背景に、市場環境は総じて底堅く推移いたしました。一方で、資材価格や労務費の高騰など、コスト上昇リスクへの継続的な注視が必要な状況となっております。このような環境の中、当社は持続的な拡大成長を目指し、顧客企業の課題解決に向けた高付加価値な体験価値の提供に注力いたしました。事業面においては、これまでに築いてきた既存事業の深化を図るとともに、当社の強みを活かし案件ごとの提案精度向上とプロジェクト単価の引き上げに努めてまいりました。また利益・運営面におきましては、コスト上昇リスクに対し、プロジェクトの初期段階からの厳格な原価管理を徹底するとともに、業務プロセスの効率化を通じた販売費及び一般管理費の抑制を推進し、採算性の向上に取り組んでまいりました。

リアルイベント分野の売上高は3,264,733千円となりました。オフラインでのプロモーション投資が活発化する中、大型展示会や企業イベント等の需要を取り込みました。当期におきましては、従来はデジタル領域施策とリアル空間と掛け合わせた「複合型案件」としての受注が大きく伸長いたしました。これが顧客単価の向上に直結し、全社業績を力強く牽引する結果となりました。

商環境分野の売上高は55,400千円となりました。店舗やショールーム等の空間づくりに対する企業の投資意欲は底堅く推移しており、当期における完工件数は過去と同水準を維持いたしました。当期の売上計上額としては安定的な推移となりましたが、次期以降の収益の柱となる案件の受注高および受注残高を順調に確保しており、将来に向けた事業基盤の拡充が進んでおります。

デジタル×AI・その他分野の売上高は14,506千円となりました。社会的なリアル回帰を背景に、オンライン単独のプロモーション需要は一巡いたしました。これに伴い、当社においてもデジタル・AI技術を単独で提供するのではなく、前述のリアルイベント分野における付加価値として組み込む事業展開へとシフトしております。その結果、当分野単体での売上高は減少したものの、全社的な競争優位性の源泉として機能しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は3,334,638千円（前期比17.3%増）、営業利益は104,209千円（同25.6%増）、経常利益は91,745千円（同21.7%増）、当期純利益は64,435千円（同13.8%増）となりました。なお、当社はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は10,688千円であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（３）資金調達の状況

当社は、売上伸長に伴い、運転資金として金融機関より 390,000千円の借入を行い、営業活動等に充当しました。

（４）事業の譲渡等の状況

該当事項はありません。

（５）対処すべき課題
当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 優秀な人材の確保
当社は、社員が創造性を発揮し活躍できる環境を整えており、今後も継続的に優秀な人材を確保していく予定でありますが、当社の必要とする人材については常に売り手傾向にあることから優秀な人材の確保は容易とは言えない状況にあります。そのため、当社は、リモートワークやフレックスタイム制を導入するなど、働き方の多様性に対応した施策を積極的に推進し、優秀な人材の確保に努めております。また今後も会社説明会、インターンシップや大学訪問を積極的に行うと同時に、優秀な人材にとって魅力ある会社組織づくり(福利厚生、インセンティブプランや研修制度の充実等)にも力を入れてまいります。

② 人材育成の強化
当社の事業は、社員の能力・スキルに頼る部分が大きく、いかに人材を育成するかが企業経営を左右いたします。当社は、人材育成を重要事項と位置付け、テクニカルスキルやヒューマンスキルを併せた社内研修・社外研修を実施しております。また、事業拡大に際しては各事業における知識・経験が重要であると考えており、事業拡大に対応できるノウハウの蓄積を図ると共に、牽引力のある優秀な人材を育成し、社員の意識と能力の向上を図ってまいります。

③ 内部管理体制の強化
顧客満足度の高いサービスの提供のため、事業規模拡大に対応した内部管理体制の強化が必要と認識しております。従来より当社はコーポレート部門の人材採用、社外取締役の選任、内部監査の実施などを通じて、内部管理体制の強化を図っております。今後は、内部統制の実効性を高めると共に、当社のコーポレート・ガバナンス体制を一層整備して参ります。

（６）直前３事業年度の財産および損益の状況

	第22期 （自2022年9月1日 至2023年8月31日）	第23期 （自2023年9月1日 至2024年8月31日）	第24期 （自2024年9月1日 至2025年8月31日）	第25期（当期） （自2025年9月1日 至2026年8月31日）
売上高 （千円）	1,989,070	2,618,812	2,842,570	3,334,638
経常利益 （千円）	22,390	68,196	75,376	91,745
当期純利益 （千円）	20,304	44,903	56,604	64,435
１株当たり当期純利益 （円）	70.50	153.36	193.32	22.01
純資産額 （千円）	238,761	266,523	303,451	354,590
総資産額 （千円）	1,464,824	1,738,774	1,654,330	1,874,320
１株当たり純資産額 （円）	815.44	910.25	1,036.38	120.05

(注) １.１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。
２.当社は、2024年12月５日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。また、2026年３月12日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。2025年８月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額を算定しております。

（７）重要な親会社および子会社の状況
① 親会社との関係
株式会社ナガトバランスは2023年５月19日付で設立された当社の代表取締役　社長執行役員　永門大輔の財産保全会社であります。同社は、2025年８月31日現在において、発行済株式総数の51.02%を所有するに至っております。同社は当社株式の保有以外に事業を行っておらず、安定的に保有する方針であることを確認しております。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

④ その他
該当事項はありません。

（8）主要な事業内容（2026年8月31日現在）
当事業年度における販売実績をセグメントに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前期比（%）
エクスペリエンスデザイン事業	3,334,638	17.3
売上高合計	3,334,638	17.3

分野の名称	販売高（千円）	前期比（%）
リアルイベント分野	3,264,732	24.5
商空間分野	55,400	△44.8
デジタル×AI・その他分野	14,506	△14.9
売上高合計	3,334,638	17.3

（9）主要な営業所および工場ならびに使用人の状況（2026年８月31日現在）
① 主要な営業所および工場

当社	本社	東京都中央区京橋一丁目18番1号
	サテライトオフィス	東京都中央区八丁堀４丁目６-５
	情熱ファクトリー	東京都江東区有明３丁目７-26

（１０）従業員の状況（2026年８月31日現在）

従業員数（名）	前期末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
137	23名増	30.8	3.6

（注）上記のほか、臨時従業員は８人（１人１日８時間換算）であります。

（１１）主要な借入先および借入額（2026年８月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	394百万円
株式会社りそな銀行	124百万円
株式会社商工組合中央金庫	100百万円

２． 会社の株式に関する事項
（1）発行可能株式総数 11,712,000株
（2）発行済株式の総数 2,928,000株
（3）株主数 ６名
（4）大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（%）
株式会社ナガトバランス	1,494,000	51.02%
永門大輔	569,000	19.43%
照井秀浩	450,000	15.36%
永門優作	360,000	12.29%
澁谷良雄	54,000	1.84%
株式会社純光社	1,000	0.03%

（5） 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

（６）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度の末日において取締役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項目	内容
名称（決議年月日）	第1回新株予約権（2025年11月27日取締役会決議）
保有する役員の区分および人数	取締役 4名
新株予約権の数	31,000個
目的となる株式の種類および数	当社普通株式 31,000株（新株予約権1個につき1株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり 90.6円（有償発行）
権利行使時の払込金額	1株あたり 3,433円
新株予約権の行使期間	2027年12月14日から2035年12月13日まで
主な行使条件	2026年8月期から2029年8月期までのいずれかの事業年度に係る損益計算書における営業利益の額が3億円を一度でも超過した場合に限り行使できる

（２）当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

項目	内容
名称（決議年月日）	第2回新株予約権（2026年3月13日取締役会決議）
保有する役員の区分および人数	当社従業員 55名
新株予約権の数	19,400個
目的となる株式の種類および数	当社普通株式 19,400株（新株予約権1個につき1株）
新株予約権の払込金額	無償（金銭の払込みを要しない）
権利行使時の払込金額	1株あたり 206円
新株予約権の行使期間	2029年3月14日から2036年3月13日まで
主な行使条件	行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。（※取締役会が正当な理由があると認めた場合を除く）

（３）その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役の氏名等（2026 年８月 31 日現在）

氏　名	地　位	重要な兼職の状況
永　門　　大　輔	代　表　取　締　役	株式会社ナガトバランス代表取締役
照　井　　秀　浩	取　　締　　役	
永　門　　優　作	取　　締　　役	
澁　谷　　良　雄	取　　締　　役	
曽　根　　泰　彦	取締役（監査等委員）	
今　森　　教　仁	取締役（監査等委員）	株式会社イマジンフォレスト代表取締役
阿　久　津　　操	取締役（監査等委員）	株式会社プラン・ドゥ監査役、 株式会社ココブリーズ代表取締役

（注）１.取締役　曽根　泰彦氏は、社外取締役であります
２.取締役　阿久津　操氏は、社外取締役であります。
３.取締役　今森　教仁氏は、社外取締役であります。

（２）執行役員の陣容は次のとおりであります。（2026 年８月 31 日現在）

氏　名	地　位	担当
永　門　　大　輔	社 長 執 行 役 員	
照　井　　秀　浩	専 務 執 行 役 員	クリエーティブ本部
永　門　　優　作	常 務 執 行 役 員	営業統括本部
澁　谷　　良　雄	上 席 執 行 役 員	コーポレート本部

（３）責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求をうけることによって生ずることのある損害が補填されることになります。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等については、填補の対象外となります。

（５）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	役員の員数	報酬等の総額
取締役（社外取締役を除く） （うち社外取締役）	４名 （０名）	103,140,000
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	３名 （３名）	6,300,000
監査役 （うち社外監査役）	２名 （２名）	6,300,000
計 （うち社外役員）	９名 （５名）	115,740,000

（注）１.当社は、2026 年５月 14 日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
２.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2024 年 11 月 27 日開催の第 23 期定時株主総会において年額３億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち社外取締役は１名）です。
３.監査等委員以外の取締役の金銭報酬の額は、2026 年５月 14 日開催の臨時株主総会において年額３億円以内と決議されております。（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。
４.監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2026 年５月 14 日開催の臨時株主総会において年額２億円

以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は３名です。
５.監査役の金銭報酬の額は、2024 年 11 月 27 日開催の第 23 期定時株主総会において年額１億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は２名です。
６.業績連動報酬および非金銭報酬等はありません。
７.上記の報酬等の額には、当事業年度において取締役（４名）に対して発行した有償ストックオプション（新株予約権）に関するものは含まれておりません。当該新株予約権は、一定の業績要件（営業利益３億円の達成等）の成就を権利行使の条件とするものであり、付与対象者が公正な評価額に相当する金銭を自ら払い込んで取得しているため、会社法上の報酬等には該当しないものとして取り扱っております。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

１.基本方針
取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、2026 月５月 14 日開催の取締役会において決議しております。

２.取締役の報酬の内容
取締役の報酬は、月例の固定報酬である金銭報酬のみで構成されており、業績連動報酬および株式報酬等の非金銭報酬は導入しておりません。金銭報酬については、2026 年５月 14 日開催の定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬限度額（年額 300 百万円以内）の範囲内において、各取締役の役位、職責、担当事業、当社の業績や経済情勢等を総合的に勘案し、毎月一定の時期に定額を支給しております。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役 永門大輔が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると思われるためです。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、株主総会で決議された報酬総額の限度額の範囲内において、各取締役の職責や業績への貢献度等を総合的に勘案して具体的内容を決定することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

（６） 社外役員に関する事項
① 重要な兼職先と当社との関係
社外取締役　今森 教仁氏は、株式会社イマジンフォレストの代表取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの会社との間には、特別な関係はありません。社外取締役　阿久津 操氏は、株式会社ココブリーズの代表取締役、株式会社プラン・ドゥの監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	曽根　泰彦	当事業年度に開催された取締役会 15 回のすべてに出席したほか、会社法第 370 条に基づく書面決議（1 回）についてもすべて同意を行っており、長年の監査役の経験に基づきコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制の強化に関して適宜発言を行っております。
社外取締役	阿久津 操	当事業年度に開催された取締役会 15 回のすべてに出席したほか、会社法第 370 条に基づく書面決議（1 回）についてもすべて同意を行っており、人事・総務業務に関する専門的な知見や、経営者としての豊富な経験に基づき適宜発言を行っております。
社外取締役	今森 教仁	当事業年度に開催された取締役会 15 回のすべてに出席したほか、会社法第 370 条に基づく書面決議（1 回）についてもすべて同意を行っており、長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

（７） 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役　曽根泰彦氏は、長年にわたる監査役としての豊富な経験と知見に基づき、内部統制システムの有効性検証やコンプライアンス体制の維持・向上に関し、客観的かつ中立な立場から指摘を行うとともに、取締役会の監督機能の実効性向上に貢献しております。

社外取締役　阿久津 操氏は、人事および総務分野における高度な専門知識と実務経験に基づき、人的資本経営の推進や実効性ある組織体制の構築、ガバナンス強化に向けて、人材戦略や組織活性化の観点から適切な助言・提言を行っております。

社外取締役　今森教仁氏は、他豊富な経営経験と高い見識を活かし、取締役会において中長期的な事業戦略の策定や重要案件の経営判断に対し、持続的な企業価値向上の観点から実践的な助言・提言を行っております。

会計監査人の状況
（１） 名称　永和監査法人
（２） 報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　12,800 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　12,800 千円
（注）１.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
２.当社は 2026 年５月 14 日開催の臨時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（３） 非監査業務の内容
該当事項はありません。

（４） 監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（５） 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分
該当事項はありません。

（６）責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
（１） 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。
①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
（１）取締役及び使用人は、「“楽しいを創る”」というパーパス並びにコンプライアンス規程に規定された行動倫理規範に基づき、法令、定款その他社内規程等の遵守及び企業倫理の遵守に努める。
（２）コンプライアンス委員会規程に基づき、コンプライアンス委員会を組織して、社内の隅々に至るまで法令遵守と企業倫理遵守の徹底に努める。
（３）内部監査担当がコンプライアンス体制の運用状況を監査、検証し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
（４）社内研修等の機会を通じて、コンプライアンスの重要性に関して周知、徹底を図り、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
（５）反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然とした態度で対応する。
② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（１）法令及び文書管理規程その他の情報管理に係る社内規程に従って文書作成及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
（２）情報管理規程に定める管理責任者は情報管理体制を整備し、法令等に則り必要な情報開示を行う。
（３）取締役の職務執行に係る情報の文書作成・保存・管理状況について、監査等委員会の監査を受ける。
③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（１）情報管理規程において重要事実に関しての報告義務が全従業員に課せられている。

（２）内部監査担当が定期的に各部署に対する内部監査を行い、多額の損失発生のリスク管理について改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
（３）代表取締役は、多額の損失発生のリスク管理状況を取締役会に定期的に報告する。
（４）取締役会が把握している多額の損失発生のリスク状況に関しては、法令等に従い、適切な開示を行う。
④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（１）定時取締役会を原則として月１回開催するほか、定時以外においても決裁又は報告の必要な事案が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
（２）取締役会は、業務執行の計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として執行役員会議を設置し、定期的に開催する。
（３）事業部門ごと、使用人の役職に応じて定められた業務分掌に基づき業務執行することにより、機動的かつ統制の効いた執行体制を確立し、取締役会における意思決定の適正化、効率化を図る。
⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には現在、子会社等の対象となる関連会社はないため、該当事項はありません。
⑥ 監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
（１）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、当該使用人を指名することができる。
（２）監査等委員会が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関しては監査等委員会に指揮権が移譲したものとして他の取締役の指揮命令は受けず、また、監査等委員会の同意なしに解任することができないものとする。
⑦ 監査等委員会への報告に関する体制
（１）情報管理規程に基づき、重要事実に関する情報については、使用人が認識をした場合、管理責任者に通報し、管理責任者が適時監査等委員会へ報告する。
（２）監査等委員は取締役会及び執行役員会議その他の重要な会議に出席し、また、必要に応じて取締役及び使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受ける。
⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会への報告を行った当社の役員及び使用者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを公益通報者保護規程に明記する。
⑨ 監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求があったときは、経営管理部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（１）代表取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
（２）監査等委員会は会計監査人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
（３）監査等委員会と内部監査担当との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
（４）監査等委員会が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。
⑪基本方針は常時見直しを行い、より適切な内部統制システムの整備に努めるものとする。

（２） 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
① 重要な会議の開催状況
原則として月１回の定時取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度（2025 年９月１日から 2026 年８月 31 日）においても、取締役会を適宜開催し、経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。また、取締役会が権限委譲する業務執行に関する事項の決議または報告、計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として設置している執行役員会についても、定期的に開催いたしました。

② コンプライアンスに関する取組み
当社の全部門を網羅するコンプライアンス委員会を定期的に開催しております。また、内部監査担当がコンプライアンス体制の運用状況を監視、検証し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。
③ 子会社の経営管理状況
当社には現在、子会社はありません。
④ 監査等委員会と内部監査担当の連携状況

監査等委員会と内部監査担当は日常的に情報交換を行っているほか、内部監査担当が定時監査等委員会にオブザーバーとして適宜参加し、内部監査結果の報告等を行っております。

７.会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

８.剰余金の配当等の決定に関する方針
当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営成績および財務状況、中長期的な事業拡大に必要な内部留保など、その見通しに応じた適切な利益還元策を検討し、実施することを基本方針としております。2026 年８月期におきましては、経営体制強化に必要な内部留保させていただきたく存じます。なお、当社は 2026 年３月 12 日付で普通株式１株につき 10 株の割合で株式分割を実施しており、分割前換算では１株当たり年間 66 円 00 銭に相当いたします。次期以降の配当につきましても、業績動向、投資計画および財務状況等を総合的に勘案して決定してまいります。

貸借対照表

（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,603,305	流動負債	739,627
現金及び預金	911,844	買掛金	361,569
受取手形及び売掛金	606,651	１年内返済予定の長期借入金	232,670
仕掛品	49,222	未払金	87,321
原材料	2,906	未払費用	7,367
前払費用	25,384	未払法人税等	14,530
その他	7,296	未払消費税等	19,861
固定資産	271,014	預り金	9,306
有形固定資産	44,112	賞与引当金	7,000
建物	61,718	固定負債	780,101
減価償却累計額	△26,544	長期借入金	751,340
建物(純額)	35,173	資産除去債務	28,761
機械及び装置	6,175	負債合計	1,519,729
減価償却累計額	△3,601	（純資産の部）	
機械及び装置(純額)	2,573	株主資本	351,358
器具及び備品	26,750	資本金	35,188
減価償却累計額	△20,694	利益剰余金	316,170
器具及び備品(純額)	6,055	利益準備金	5,163
土地	309	その他利益剰余金	
無形固定資産	4,055	繰越利益剰余金	311,007
ソフトウェア	4,055	評価・換算差額等	148
投資その他の資産	222,846	その他有価証券評価差額金	148
投資有価証券	1,123	新株予約権	3,083
出資金	370		
長期前払費用	6,459		
繰延税金資産	10,424		
敷金及び保証金	188,907		
その他	15,560	純資産合計	354,590
資産合計	1,874,320	負債純資産合計	1,874,320

損益計算書

（自 2025年９月１日 至 2026年８月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		3,334,638
売上原価		2,344,932
売上総利益		989,706
販売費及び一般管理費		885,496
営業利益		104,209
営業外収益		
受取利息	2,523	
受取配当金	56	
保険解約返戻金	1,759	
受取保険金	405	
補助金収入	240	
その他	155	5,140
営業外費用		
支払利息	16,997	
社債利息	5	
その他	602	17,604
経常利益		91,745
特別損失		
出資金評価損	1,650	
会員権評価損	100	
固定資産除却損	1,272	
長期前払費用除却損	1,711	4,733
税引前当期純利益		87,011
法人税、住民税及び事業税	25,805	
法人税等調整額	△3,228	22,576
当期純利益		64,435

株主資本等変動計算書

（自 2025 年９月１日 至 2026 年８月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	35,188	3,513	264,721	268,234	303,422
当期変動額					
剰余金の配当	－	1,649	△18,149	△16,499	△16,499
当期純利益	－	－	64,435	64,435	64,435
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	1,649	46,286	47,936	47,936
当期末残高	35,188	5,163	311,007	316,170	351,358

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	28	28	－	303,451
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△16,499
当期純利益	－	－	－	64,435
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	119	119	3,083	3,203
当期変動額合計	119	119	3,083	51,139
当期末残高	28	28	3,083	354,590

個別注記表

１． 重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法より処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のないもの……移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品……個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料……個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（２）固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物 ２～39 年

・機械及び装置 12 年

・器具及び備品 ４～15 年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

（３）引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（４）収益および費用の計上基準

当社では、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

２． 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３． 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の貸借対照表の組替を行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた 73,794 千円は、「敷金及び保証金」55,359 千円、「その他」18,434 千円として組み替えております。

４． 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 10,424 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得は、当社事業計画の数値を基に、経営環境や計画実績等を考慮・適宜修正し、見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、当社の外部経営環境や、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

５． 損益計算書に関する注記

長期前払費用除却損 1,711 千円及び固定資産除却損 1,272 千円は、事務所の移転に伴う費用であります。

６． 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類および総数に関する事項

（１）当事業年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式

前期末株式数	292,800 株
当期増加株式数	2,635,200 株
当期末株式数	2,928,000 株

増加数の内訳は次のとおりであります。

2026 年３月 12 日付株式分割（１株につき 10 株の分割） 2,635,200 株

（２）配当に関する事項

2026 年 11 月 24 日の定時株主総会において、次の通り決議される予定です。

配当金の総額	19,324 千円
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	６円 60 銭
基準日	2026 年８月 31 日
効力発生日	2026 年 11 月 25 日

（３）当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

該当事項はありません。

７． 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	2,480千円
資産除去債務	10,190
未払事業税	1,609
会員権評価損	842
未払費用	1,483
その他	1,572
繰延税金資産小計	18,178
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,729
評価性引当額小計	△3,729
繰延税金資産計	14,448
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	3,942
その他有価証券評価差額金	81
繰延税金負債計	4,023
繰延税金資産の純額	10,424
繰延税金負債の純額	－

８． 金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金をリスクの僅少な預金で運用しており、また、一部資金の効率的な運用を図ることを目的に株式等の運用を行っております。資金調達については銀行等の金融機関からの借入や社債、及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売上債権の多くを占める売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、市況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。借入金や社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。これらの流動性リスクについては、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売上債権」「買掛金」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	1,123	1,123	－
資産計	1,123	1,123	－
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	984,010	970,130	△13,879
負債計	984,010	970,130	△13,879

注　長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	232,670	195,660	170,187	141,119	242,674	1,700
合計	232,670	195,660	170,187	141,119	242,674	1,700

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
上場株式	962	－	－	962
上場投資信託	160	－	－	160
資産計	1,123	－	－	1,123

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	970,130	－	970,130
負債計	－	970,130	－	970,130

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

９． 収益認識に関する注記

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

（単位：千円）

	エクスペリエンスデザイン事業
リアルイベント分野	3,264,732
商環境分野	55,400
デジタル・その他分野	14,506
顧客との契約から生じる収益	3,334,638
その他収益	―
外部顧客への売上高	3,334,638

（２）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項　１.重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

（３）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債は主に、製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債に含まれております。顧客との契約により生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	636,193	606,651
契約負債	－	－

１０． 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額　　120 円 05 銭

一株当たり当期純利益額　　22 円 01 銭

１１． 重要な後発事象

該当事項はありません。

１２． その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 10 月 23 日

株式会社ジールアソシエイツ
　取締役会　御中

永 和 監 査 法 人
東京都中央区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　伊藤 嘉基

指定社員 業務執行社員　公認会計士　荒川 栄一

＜計算書類等監査＞

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジールアソシエイツの 2025 年９月１日から 2026 年８月 31 日までの第 25 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２５年９月１日から２０２６年８月３１日までの第２５期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２６年１０月２３日

株式会社ジールアソシエイツ　監査等委員会

常勤監査等委員　曽根泰彦　印

監査等委員　阿久津操　印

監査等委員　今森教仁　印

（注）常勤監査等委員曽根泰彦、監査等委員阿久津操及び今森教仁は、会社法第２条第 15 号及び第 331 条第６項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第１号議案
剰余金の処分の件

期末配当に関する事項
当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況や今後の事業計画等を十分に勘案しながら剰余金の配当を決定することを方針としております。この方針のもと、2026 年 8 月期の期末配当につきましては、経営体制強化に必要な内部留保を確保しつつ、当期の業績見込みを踏まえ、1 株当たり 6 円 60 銭とさせていただきたく存じます。

（１）配当財産の種類
金銭とします。

（２）株主配当財産の割り当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1 株につき 6 円 60 銭
総額 19,324,800 円を利益剰余金から配当します。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
2026 年 11 月 25 日

第２号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社の持続的な企業価値向上と経営体制のより一層の強化を図るため、取締役４名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

【取締役候補者一覧】

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	属性
1	ながと　だいすけ 永門 大輔	代表取締役 社長執行役員	［再任］
2	てるい　ひでひろ 照井 秀浩	取締役 専務執行役員 クリエーティブ本部及び制作本部 管掌	［再任］
3	ながと　ゆうさく 永門 優作	取締役 常務執行役員 エクスペリエンスデザイン事業全体及びマーケティング部 管掌	［再任］
4	しぶや　りょうお 澁谷 良雄	取締役 上席執行役員 コーポレートデザイン本部 管掌	［再任］

（注）当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求をうけることによって生ずることのある損害が補填されることになります。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等については、填補の対象外となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 ながと　だいすけ 永門　大輔 （1975年５月17日生）	2004年1月　当社設立 代表取締役就任 2024年3月　当社代表取締役 社長執行役員就任（現任）	569,000株
	同氏は、2004年の当社設立以来、代表取締役として当社の事業全般を牽引してまいりました。アートプロデューサーとしての実績に加え、業界団体の要職を務めるなど業界内外における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と企業価値向上に必要不可欠な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	再任 てるい　ひでひろ 照井　秀浩 （1971年2月17日生）	2004年1月　当社を設立に伴い、取締役に就任 2024年3月　取締役 専務執行役員就任 現在 取締役 専務執行役員 クリエーティブ本部及び制作本部 管掌	450,000株
	同氏は、2004年の当社設立以来、空間デザイナー・アートディレクターとしてのクリエイティブの現場から、制作部門まで幅広く従事してまいりました。当社の事業の根幹であるクリエイティブおよびプロダクト部門の統括として豊富な経験と実績を有しており、当社の事業推進において引き続き重要な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。		
3	再任 ながと　ゆうさく 永門　優作 （1980年8月10日生）	2004年1月　創業メンバーとして当社に入社 2006年4月　当社取締役に就任 2024年3月　取締役 常務執行役員就任 現在 取締役 常務執行役員 エクスペリエンスデザイン事業全体及びマーケティング部 管掌	360,000株
	同氏は、創業期より取締役に就任し、当社のマーケティングおよび営業戦略の最前線で事業拡大に尽力してまいりました。その高いマーケティング知見と営業部門におけるリーダーシップは当社の持続的な成長に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	再任 しぶや　りょうお 澁谷　良雄 （1985年11月18日生）	2008年4月　当社に入社 2021年3月　当社取締役に就任 2024年3月　取締役 上席執行役員就任 現在 取締役 上席執行役員 コーポレートデザイン本部 管掌	54,000株
	同氏は、当社入社後、積算部の立ち上げに貢献し、2020年以降は管理部門全般を統括するなど、当社のコーポレート機能の強化および組織体制の整備に大きく貢献してまいりました。当社のさらなる事業拡大に向けた経営基盤の強化にあたり、同氏の経験と知見が引き続き有用であると判断し、取締役候補者といたしました。		

第３号議案

監査等委員である取締役に対するストックオプション報酬額決定の件

１．提案の理由および割り当てることが相当である理由
当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2026 年５月 14 日開催の臨時株主総会において、年額 200 百万円以内とご承認をいただいております。今般、監査等委員である取締役に対しても、その独立性および実効的な監督機能を維持しつつ、株主の皆様との中長期的な利害共有および企業価値向上への健全な貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、従来の有償ストックオプションに代えて無償の税制適格ストックオプションを付与することといたしました。つきましては、監査等委員である取締役に対し、上記の金銭による報酬等の額とは別枠として、新株予約権に関する報酬等の額を年額２百万円以内として定め、以下の内容の新株予約権を年 10,000 個（目的となる株式数：年 10,000 株）以内を上限として割り当てることにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の内容は、当社の事業規模、付与目的および株式の希薄化の規模等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。なお、現在の監査等委員である取締役は３名であります。

２．本新株予約権の具体的な内容

（1）新株予約権の総数
各事業年度において割り当てる新株予約権の総数は、年 10,000 個を上限とします。

（2）新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各事業年度において割り当てる新株予約権の目的となる株式の総数は年 10,000 株を上限とします。
新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とします。なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降において、当社が普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てます。

- 調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

（3）新株予約権の払込金額
金銭の払込みを要しないものとします（無償発行）。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を金 206 円とし、これに当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。
さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

（５）新株予約権を行使することができる期間
付与決議日後２年を経過した日から付与決議日後 10 年を経過する日までとします。

（６）新株予約権の行使の条件
1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の監査等委員である取締役の地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任その他正当な理由があると認められる場合は、この限りではありません。
2. 新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとします。
3. その他の権利行使の条件は、募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

（７）会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
以下の事由が生じたときは、当社は無償で新株予約権を取得します。ただし、①の場合は取締役会決議によって取得の日を別途定めます。
① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議）で承認された場合
② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

（９）その他の事項
本新株予約権に関する募集事項については、取締役会決議により定めます。

株主総会 会場ご案内図

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目 18 番 1 号 WORK VILLA YAESU 11F

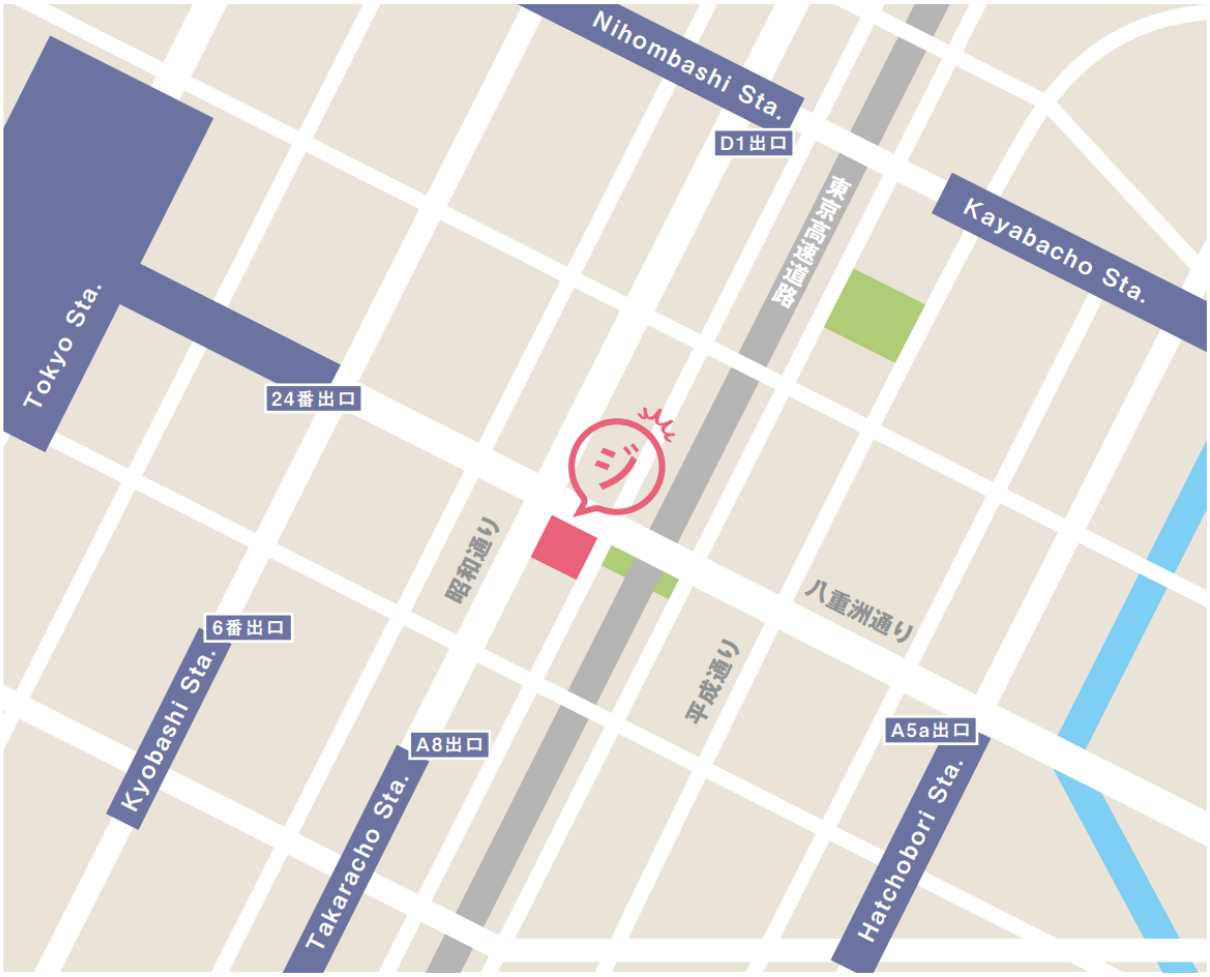

〈その他のご案内〉
株主総会へご来場される株主様におかれまして
当日サポートが必要な方は、
事前に当社コーポレートデザイン本部　総務部までお問い合わせください。
電話番号: 03-6264-2690　（代表）
受付時間:10:00～18:00(土曜・日曜・祝日除く)